

※日本スポーツ少年団作成

「今後のスポーツ少年団指導者について（案）」資料一部抜粋

2020 年度以降のスポーツ少年団認定育成員・認定員の位置付け

現行制度におけるスポーツ少年団認定育成員・認定員は、下記のとおり、スポーツ少年団指導者資格と合わせて JSPO 公認スポーツ指導者資格を保有しています。

- ・認定育成員：JSPO 公認スポーツ指導者資格（スポーツリーダーを除く）
- ・認定員：JSPO 公認スポーツリーダーまたはその他は JSPO 公認スポーツ指導者資格

現行制度におけるスポーツ少年団認定育成員・認定員は、2020 年度以降、公認スポーツ指導者資格保有者として活動することとなります。

しかし、現行制度におけるスポーツ少年団認定員が合わせて保有する「JSPO 公認スポーツリーダー」は、資格更新のための更新研修の修了や JSPO への指導者登録手続きが必要ない永年資格であるため、現行制度におけるスポーツ少年団認定員の方が、2020 年度以降も「指導者」としてスポーツ少年団登録する場合は、新設される登録・更新制の「JSPO 公認新スポーツリーダー（仮称）」※²へ移行いただくこととします（下記〔表5〕参照）。

※² JSPO 公認新スポーツリーダー（仮称）は、JSPO 公認スポーツ指導者制度の改定によって新設される登録・更新制の資格です。JSPO 公認スポーツリーダーと同等のカリキュラムで、通信講座で養成します。なお、資格名称については、現在、JSPO 指導者育成専門委員会で検討中です。現行のスポーツリーダーは、資格取得後に JSPO への指導者登録や資格更新のために更新研修を修了する必要がない永年資格ですが、新スポーツリーダー（仮称）は、スポーツリーダーを除く他の JSPO 公認スポーツ指導者資格と同様に JSPO へ指導者登録が必要で、資格更新のためには更新研修を修了し、資格更新手続きが必要となる資格です。なお新スポーツリーダー（仮称）の資格登録料は 10,000 円/4 年となります。

なお、2019 年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員としてスポーツ少年団登録している方は、「スポーツ少年団の理念」を学んだ者（旧スポーツ少年団認定育成員・認定員）として情報を管理するため、単位団における「スポーツ少年団の理念」を学んだ「指導者」の人数に含みます。

《2023 年度までの移行期間の措置》

「JSPO 公認スポーツリーダー」保有者は、移行期間の措置として、2023 年度のスポーツ少年団登録まで、「指導者」としてスポーツ少年団登録できることとします。なお、2024 年度以降も継続して「指導者」としてスポーツ少年団に登録し、活動される場合には、2020 年度から 2023 年度までの 4 年の間に「JSPO 公認新スポーツリーダー（仮称）」に資格を移行することが必要となります。

※「JSPO 公認新スポーツリーダー（仮称）」への資格移行は、移行講習会等を受講する必要はなく、所定の手続きを行うことで完了します。その際は、他の公認スポーツ指導者資格と同様に、資格登録料（10,000 円／4 年）に加え、初期登録手数料として 3,000 円を別途支払うこととなります。

～2019年度	2020年度～2023年度 <移行期間>	2024年度～
認定育成員 + JSPO公認スポーツ指導者資格	インストラクター + JSPO公認 スポーツ指導者資格	インストラクター + JSPO公認 スポーツ指導者資格
認定育成員 + JSPO公認スポーツ指導者資格 (スポーツリーダーを除く)	JSPO公認 スポーツ指導者資格	JSPO公認 スポーツ指導者資格
認定員 + JSPO公認スポーツリーダー	JSPO公認 スポーツリーダー	JSPO公認 新スポーツリーダー（仮称） (登録料10,000円)

〔表5 2020年度以降のスポーツ少年団認定育成員・認定員の位置付け〕